

様式 4

愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等使用内容変更申請書

令和 3 年 4 月 1 日

愛媛県知事 宛

(申請者)

住所	〒790-〇〇〇〇 愛媛県一番町 1 丁目〇番〇号		
企業・団体等名	株式会社県庁商事		
代表者名	代表取締役社長 愛媛 太郎		
担当者名	営業部 伊予 愛子		
電話番号	089-912-〇〇〇〇	F A X	089-912-〇〇〇〇
メール	ehime01@〇〇.co.jp		

令和 2 年 4 月 1 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を承諾します。

許諾番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
使用対象物品等	クッキー (みかん味)
変更内容	(例) 製造個数を 2,000 個追加。 (例) 使用期間の終期を令和〇年〇月〇日から令和△年△月△日に変更。(※元の許諾期間と合わせて 2 年を超えることはできません。)

【附帯事項】

- (1) 愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等デザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん」、「愛媛県 ダークみきゃん」、「愛媛県 こみきゃん」又は「愛媛県 こダークみきゃん」と標記を付すること。
- (5) 原則として、みきゃん等の近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品

の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権（著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。）は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及び JPEG で県に提出すること。

(9) 愛媛県からみきゃん等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。